

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川用水土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	増田 昌三	高松市茜町19番地35-707号	平成19年5月10日